

公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方について（案）

【論点】

介護保険制度創設から20年以上を経過し、この間、介護サービス提供施設を取り巻く環境も大きく変化している。公設施設においては、設置当初から同じ種別の介護サービスを提供しているが、制度改正や地域ニーズ等の変化によりの確に対応していけるような工夫が必要ではないか。

1 公設施設の現状

(1) 設置状況

京都市においては、これまで民間によるサービス供給を基本としつつ、必要に応じて公設施設の整備（平成4年度から20年度にかけて開設）も行うなど、介護サービス提供体制の充実に取り組んできた。京都市が公設で整備した特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等の施設については、指定管理者制度により、民間の社会福祉法人が運営を行っており、良質で安定したサービスが提供されている。

【公設施設の概要（設置時期・施設種別）】

	設置時期	
	介護保険制度創設前 (～H11)	介護保険制度創設後 (H12～)
特別養護老人ホーム	4	3
老人短期入所施設	2	1
老人デイサービスセンター	21	9

※ 老人デイサービスセンターを併設している特別養護老人ホームや老人短期入所施設については、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設のみに計上

(2) 他都市の状況

【公施設数の他都市比較】

(本市の保有施設数)

	京都市
特養・短期	10
デイサービス	39

(保有施設数別の都市数 (京都市を除く))

	施設数	都市数
特養・短期	0	10
	1	3
	2	3
デイサービス	0	8
	1	1
	2～5	3
	6～10	4

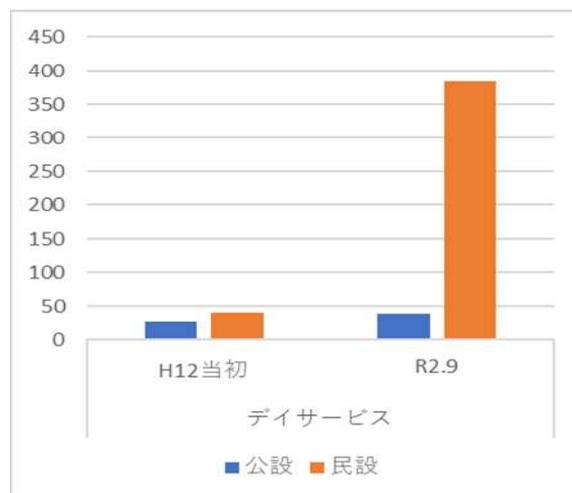
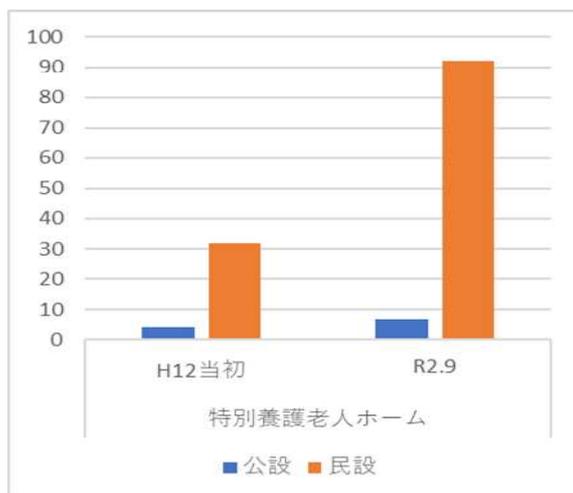
※ 回答があった政令指定都市 16 都市の状況

(3) 特別養護老人ホーム、デイサービスを取り巻く状況の変化

介護保険制度創設当時 36 施設であった特別養護老人ホームについては、99 施設に増加し、入所の必要性の高い重度の方は、概ね 1 年以内に入所できるようになるとともに、当時 67 施設だったデイサービスは 423 施設に増加し、平成 30 年度からはサービス供給量がすでに確保できている地域においては、新たなデイサービスの開設を抑制する取組を開始するまでになっている。

【介護サービス提供施設数の変化】

		介護保険制度創設時 (平成 12 年度当初)	→	令和 2 年 9 月 時点
		特別養護老人ホーム		公設 4 民設 32
デイサービス	公設 27 民設 40	39 384		



(4) 地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供が困難

制度創設の20年前と比べ、介護サービスのニーズは多様化しており、地域によっても事情は異なっている。こうした中、公設の特養やデイサービスの指定管理者からは、施設定員やサービス種別など、地域ニーズを踏まえたより柔軟な対応が可能となるような仕組みづくりを求める声が上がっている。
※ 公設では、条例で提供するサービスや定員等が定められている。

<参考事例>

京都市小川特別養護老人ホームにおける定員変更

〔 特 養：70人 ⇒ 90人 〕
〔 ショート：30人 ⇒ 10人 〕

<経過>

令和2年 3月 指定管理者が整備・運営事業者公募（特養）へ応募
5月 選定の結果、ショートから特養への転床が認められる。
9月 定員変更に係る条例改正議案を市会へ提出
10月 条例改正議案の議決
11月 改正条例の公示
12月 条例施行（運用開始）

2 「介護保険事業計画ワーキンググループ」における主な意見

<存廃の考え方に関する主な意見・趣旨>

- 全施設の稼働率が60%以上。原則として公設施設は維持する方向で考えるべきではないか。
- 地域での同種サービス供給過多等（指定管理者の責によらない事象）が原因で赤字が継続する施設もある。地域として供給過多になっているサービスについては、今後、指定管理者を公募しても応募がなければ、廃止も選択肢としてあり得るのではないか。

<サービス提供の考え方に関する主な意見・趣旨>

- 地域ニーズに応じて柔軟に提供するサービス種別や定員等を変えられないのは大きな問題。指定管理者が柔軟なサービス提供を望んでいる場合、地元の意向に十分配慮しつつ、当該施設を民間移管できるようにするべきではないか。
- 指定管理者に限らず、一般に介護サービスを提供する法人の財務体力は乏しい。また、デイサービスについては、民間では合築やテナントで運営されることがほとんどであり、公設施設のように、単体で規模の大きなデイサービスを整備することはほとんどない。すなわち、もともと土地・建物に多大な経費を掛けることができるような制度設計になっていない。そのため、法人が民間移管を検討する際に、土地・建物に掛かる負担が大きければ困難となる。このことから、既存の老朽化した施設の民間移管を進めるには、土地・建物の減免等を考える必要がある。
- 民間移管を行う際には、福祉サービスの実施等、事業継続を条件とすべきである。

3 課題や意見を踏まえた今後の在り方（提言）

提言1 公施設として一定の稼働率があることを考慮すれば、指定管理を基本としつつも、地域の事情、個々の施設の事情は様々であることから、指定管理者が運営法人の裁量で地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供を望んでいる場合は、地元の意向に十分配慮しつつ、民間移管も認めていくべき。

なお、地域の事情等については、長年にわたって地域と良好な関係を築き運営している現指定管理者が最も熟知しているため、現指定管理者の意向を十分に考慮すべき。

提言2 例えば、デイサービスのように、民間事業者が多数開設しており、地域において供給過多になっているサービスについては、今後、指定管理者を公募しても応募がなく、また、民間移管も難しい場合が考えられる。この場合は、現指定管理者が利用者に不利益が生じないように、サービス調整することを前提に、廃止も選択肢の一つとして検討すべき。

提言3 指定管理者が民間移管を希望しても、公施設は規模が大きな建物が多く、今後の建物、設備、備品等の維持管理に多額の経費が掛かることから、指定管理施設が全体的に厳しい収支状況にある中では、断念せざるを得ないケースが多々あると考えられる。そのため、民間移管に伴う土地・建物の売却・貸付については、指定管理者が積極的に活用できるよう、福祉サービスの実施等、事業継続を条件として、現状より運営法人の負担が重くなりすぎないように、減額措置を講じるべき。